

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った1件の公文書の開示決定、4件の公文書の部分開示決定及び5件の公文書の非開示決定において非開示とした部分のうち、別表1の「審査会が開示すべきと判断した部分」欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表3の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり8件であるが、同一又は同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、対象となる公文書が同種のもものと認められ、内容も密接に関連することから、これら8件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表2の「請求年月日」欄に掲げる各日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表2の「請求内容」欄に掲げる5件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、別表3の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 本件各処分の具体的な決定内容

本件各処分の公文書ごとの具体的な決定内容については、別表4-1及び4-2のとおりである。

5 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、処分1及び2については平成28年3月30日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行い、処分3については平成28年4月18日付けで、処分4、5及び6については平成28年4月27日付けで、処分7、8、9及び10については平成28年7月12日付けで、それぞれ行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分について、処分の取消しを求める、というものである。

2 審査請求の理由

(1) 処分1に対する審査請求の理由

例えば、職員の階級を開示したとして、「おそれ」になるのか。

(2) 処分2に対する審査請求の理由

全非開示は不当である。上級庁及び審査会の判断を仰ぐこととするとともに追って意見を主張する。

(3) 処分3に対する審査請求の理由

審査請求人は、公文書開示請求書において、課、係等の区別をすることなく、一律に領収証（書）のみの開示を求めている。にもかかわらず、捜査費を区別することは悪意に外ならない。

(4) 処分4、5及び6に対する審査請求の理由

審査請求人は領収書を一切の区別することなく開示するよう求めているにもかかわらず、実施機関が勝手に区別している。区別をしなければ例え捜査費に係る領収書が入っていたとしても判別不能なはずである。

(5) 処分7に対する審査請求の理由

収入も支出もない月のものに関しては開示すべきである。

(6) 処分8に対する審査請求の理由

審査請求人の求めた情報のみで判断したのか疑問である。

(7) 処分9に対する審査請求の理由

本件は収入も支出もないにもかかわらず、何故マスキングなのか。

(8) 処分10に対する審査請求の理由

本件は支出も収入もゼロなのに、何故非開示なのか。

3 実施機関の理由説明に対する意見

諮問1及び2に係る実施機関の理由説明に対する意見は以下のとおりである。

なお、諮問3から8までについては意見書が提出されなかった。

(1) 諮問1について

ア 本件公文書は、その非開示部分全てが実施機関の主張するところの、「犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。」として、条例第11条第4号に該当するのか。

少なからずその可能性のある部分があるであろうことは、審査請求人にも理解できるところではあるが、決して全部の部分ではないはずである。

イ 実施機関は、「このような開示請求が繰り返し行われるなどした場合・・・、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。」などと主張しているが、現時点において、実施機関の危惧するような連続開示請求が発生

しているのか。つまり、未来において起きるか否か分かりもしない全く未定の開示請求を想定し、それを理由として本件を非開示できるのか。

ウ イに続き、仮に実施機関の主張を採用できたとしても、非開示は、「繰り返し行われるなどした場合」が実際に発生したときに判断をすべきではないのか。

つまり、今このタイミングではないと審査請求人は考えているが、いかがか。

エ 捜査費の具体的な用途例がおよそ130例（項）もある中で、個別金額欄を開示したとして、どれだけ支出の特定や推定ができるのか。

(2) 諮問2について

ア 要は、条例第12条の部分開示の規定についての問題であるが、実施機関の主張は、実施機関の都合のいいように解釈されている。初めから全てを開示しないと内部決定しているとしか評価せざるを得ない。

イ 実施機関の主張に配慮したとしても、少なからず問題のない情報もあり、それを開示できるはずであるし、それを区別する作業を実施機関はしたのか。

ウ 実施機関は、またしても、「このような開示請求が繰り返し行われ・・・」などと、まだ起きてもない開示請求の発生を危惧しているが、条例上において、これが非開示理由になるのか。

エ 本件において、もはや審査請求人は金額の開示は求めない。

それ以外の捜査活動に支障のない警察官氏名、官職、印影等は、当然に開示しなければならないのではないか。

オ 本件対象の書類の枚数を理由としているようだが、捜査費総括表から領収書までの書類のうち、数種はたったの1枚（1件）しか作成されていない書類なのではないか。そうであれば、枚数＝執行件数の問題ではない。それにもかかわらず、何故、捜査実務に関係のない警部以上の階級にある者の情報等を開示しないのか。

開示したとして、一体、何の捜査上の不都合があるのか。実施機関は、合理的な説明ができるのか。

第4 実施機関の説明要旨

1 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する捜査協力者、情報提供者に対する諸経費であり、その性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支出手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として現金経理が認められたものである。

(2) 捜査費の区分

一般的に「捜査費」と呼ばれるものは、支出区分に応じて、国費と県費に区分され、国費の捜査費については「国費捜査費」、県費については「県費報償費（捜査費）」として整理している。

また、捜査費は、所属長の判断に基づき執行する経費である「一般捜査費」と、捜査員の判断に基づき執行できる少額な経費である「捜査諸雑費」に区分される。

(3) 具体的使途例

- ア 捜査協力者、情報提供者に対する謝礼
- イ 交通費、入場料など、聞き込み、張り込み、追尾等に際して必要とする経費
- ウ 拠点などの施設借上げ等に要する経費
- エ 捜査協力者等との接触に要する経費
- オ 捜査協力者等の保護に要する経費
- カ 捜査員又は捜査協力者等の交通費
- キ 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借上げ又は委託に要する経費
- ク 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費
- ケ 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝礼金、物品費
- コ 犯罪被害者等の支援に要する経費

(4) 捜査費経理の流れ

ア 取扱責任者から取扱者への交付

捜査費の会計経理は、警察本部長を取扱責任者とし、捜査費を執行する本部の担当課長、隊長及び警察署長を各所属における出納の責任者たる取扱者としている。

取扱者は、継続中の捜査の進捗状況等を踏まえ、翌月の所要額を取扱責任者に要求し、取扱責任者は、各取扱者の要求内容等を勘案して交付額を決定し、各取扱者に所要額を概算交付する。

イ 取扱者から捜査員への交付、執行、精算

(ア) 一般捜査費

取扱者は、捜査費をもって充てるべき経費の必要が生じたときは、捜査員に所要額を概算交付し、捜査員は、債主（情報提供者、店舗等）に対して支払を行い、支払精算書等の証拠書類を作成し、領収書等を添えて取扱者に提出して精算（返納）を行う。

(イ) 捜査諸雑費

取扱者は、中間交付者（本部の担当課長補佐、警察署の課長及びそれに相当する者）を経て、月初めに所要額を捜査員に概算交付し、捜査員は、執行の都度、支払伝票を作成し、領収書等を添えて中間交付者に提出し、中間交付者が取りまとめて、月末に取扱者に対して精算（返納）を行う。

2 捜査費の開示請求に係る公文書の記載事項

(1) 現金出納簿

捜査費の日々の収支状況が記録された書面であり、「年月日」欄、「科目、摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄で構成され、捜査費の受入・交付年月日、事件名、捜査員の氏名、受入金額、支出金額、差引残高等が記載さ

れている。

各欄には、次の情報が記録されている。

ア 「年月日」欄

捜査費の受入れ又は交付をした年月日

イ 「科目、摘要」欄

捜査費の受入れ又は支出の事由、交付又は返納した捜査員の階級・氏名

ウ 「収入金額」欄

取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、取扱責任者へ返納した金額、月計、累計、繰越額

エ 「支払金額」欄

捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月額、累計、繰越額

オ 「差引残高」欄

捜査費の差引残高

(2) 捜査費総括表

取扱者が、当該所属における月ごとの捜査費の収支を総括するもので、当該月の受入額、支払額等のほか、前月末までの未精算額を本月精算した結果の返納額又は追給額（△）、本月概算交付し、翌日以降に精算した結果の返納額（△）又は追給額が記載されている。

(3) 捜査費支出何

取扱者が、捜査員に捜査費をもって充てるべき経費の所要額を概算交付する際に作成するもので、支出金額、捜査員の官職・氏名、交付額、支出事由（事件名等）、交付年月日等が記載されている。

(4) 支払精算書

捜査員が、執行した捜査費の精算をする際に作成するもので、捜査費の受領年月日、受領額、支払額（合計）、差引過不足額、支払年月日、支払額（個別）、支払先、支払事由（情報提供者等の住所・氏名、事件名等）等が記載されており、債主（協力者、情報提供者、店舗等）の領収書が添付されている。

(5) 立替払報告書

捜査員が、一時的に私費を立て替えて捜査費として支払った際に作成するもので、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払年月日、支出金額、支払先、支払事由等が記載されている。

(6) 支払報告書

捜査員が、捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った際、領収書を徴取することができなかった場合に作成するもので、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払を受けた者の住所及び氏名、支払額、支払年月日及び場所、支払理由及び状況、領収書を徴取することができなかった理由及び状況等が記載されている。

(7) 捜査諸雑費交付書兼支払精算書

中間交付者が、個別の捜査員に捜査諸雑費を交付する際に作成し、精算時に捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者への返納額を追記するもので、交付した年月日、交付を受けた捜査員の官職・氏名、交付額、支払額、返納額等が記載されている。

(8) 支払伝票

捜査員が、月初めに交付を受けた捜査諸雑費を月末に精算するために、支払の都度作成するもので、作成年月日、支払年月日、支払金額、支払先、支払事由（捜査協力者や情報提供者等の住所・氏名、事件名等）が記載されており、債主（捜査協力者、情報提供者、店舗等）の領収書（受取書）が添付されている。

(9) 領収書

捜査員が、捜査費を執行した際に取得し、支払事由を証明するために、支払精算書又は支払伝票に添付するもので、情報提供者等が謝礼金品を受領した際に作成する領収書（受取書）のほか、交通費、入場料、物品購入等の捜査員が日常の捜査活動の中で執行する諸経費に対し、業者等が作成する領収書（レシート）があり、当該捜査費を支払った年月日、債主（捜査協力者、情報提供者、店舗等）の住所、氏名、名称等が記載されている。

3 現金出納簿において開示をしない部分及びその理由

(1) 「科目、摘要」欄の捜査費の交付を受けた警部補以下の職員の氏名

ア 根拠

条例第11条第2号該当（個人情報）

イ 理由

捜査員の氏名のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、山口県情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号。以下「公安委員会規則」という。）により非開示と判断した。

(2) 「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち

(ア) 捜査費の個別の執行に係る出納年月日、捜査費の交付を受けた又は精算した職員の階級・氏名、出納事由、出納金額及び差引残高

(イ) その他上記以外で捜査費の個別の執行に係る情報

が記載された部分

ア 根拠

条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

イ 理由

現金出納簿の情報は、個別の事件捜査と密接に関連し、個々の捜査員の活動をはじめ、捜査体制、捜査手法、捜査の進捗状況等、当該所属における捜査活動そのものを数値的に反映しており、現金出納簿記載の各欄は、個別に見れば断片的なものであるが、それぞれが密接に関連した情報であり、捜査費の個別の支出は、現金出

納簿の行ごとの記載部分が捜査費執行に係る捜査活動に関する独立した一体的な情報を成すものである。

過去において、警察と対峙する極左暴力集団や暴力団等の犯罪集団及び被疑者等の事件関係者等（以下「事件関係者等」という。）が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていたなどの事実が認められているところであり、これら捜査費の個別執行に係る情報を公にすると、個別の執行状況と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び事件関係者等が知り得る情報とを比較・分析することにより、

- (ア) 特定の事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。
- (イ) 捜査体制、捜査手法等の捜査活動の実態が明らかになり、事件関係者等において対抗措置を講じられるおそれがある。
- (ウ) 捜査協力者等が特定又は推測され、事件関係者等からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察と捜査協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力が得られなくなるおそれがある。
- (エ) 個別の交付金額から捜査協力者等に対する謝礼単価が推測され、謝礼の多寡が一般的に知られることにより、警察と捜査協力者等との関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

など、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

なお、今回の対象文書は、年度ごとに作成する現金出納簿のうち、平成27年10月分から12月分までの3か月分（処分1）、平成27年1月分から3月分までの3か月分（処分7）及び平成28年1月分の1か月分（処分9）の捜査費の執行に関するものであるが、今後において、このような開示請求が繰り返し行われるなどした場合、当時の犯罪情勢、報道、事件関係者等が知り得る特有の情報とが相まって、捜査活動等が推察され、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

審査請求人は、処分1、処分7及び処分9に対する審査請求の趣旨として「処分の取消しを求める。」、処分7に対する審査請求の理由として「収入も支出もない月のものに関しては開示すべきである。」、処分9に対する審査請求の理由として「本件は収入も支出もないのに何故マスキングなのか。」とそれぞれ申し立てているが、一般的に、取扱者から捜査員に一般捜査費を交付することや、中間交付者に対し、捜査員の捜査諸雑費を交付するため概算交付することは支出であり、支出があるからこそ、現金出納簿に記帳されているのである。

仮に、捜査費の執行がない月を対象にしたとしても、前述のとおり事件の発生、捜査体制、捜査の進捗状況等により、捜査費の経費額は、各月、各所属において決定され、各月の各所属における具体的捜査に係る経費額が明らかにされれば、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

本件と同種の捜査費現金出納簿の部分開示を巡る国家賠償訴訟において、山口地方裁判所は、「現金出納簿の非開示部分には、捜査費の日々の収支状況が記載されている。すなわち、「年月日」欄には、捜査員等への捜査費の交付日や捜査員等からの捜査費の返納日等が、「科目」欄及び「摘要」欄には、事件名、捜査費の交付・返納の事由、捜査員の氏名・階級等が、「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄には、上記「年月日」、「科目」、「摘要」の各欄に対応する個別の金額がそれぞれ記載され、現金出納簿に記載される捜査費の各執行に関して支払伝票、支払精算書、領収書等の各書類が作成されている。

捜査費の具体的使途に係る経費の「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」が明らかにされることにより、開示された部分と相まって少なくとも、対象期間各月各所属の具体的捜査に係る経費が明らかにされることになる。

そして、捜査費という名目及びその金額の多寡から、個別の金額に係る個別具体的な使途あるいは捜査内容、捜査活動をある程度推知することができると考えられるし、時期・金額によっては、市中の情報・報道等と容易に結びつき、更に具体的な捜査内容が推知されることが十分考えられ、このこと自体から、非開示処分とした部分は、条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）に該当する。」と判示している（平成27年7月22日山口地裁判決平成26年（ワ）第182号）。

よって、現金出納簿に記帳された金額は、捜査費執行の有無にかかわらず、正に、その月、その所属の経費額を表しており、それを明らかにすれば、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすため非開示と判断したものである。

4 捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票及び捜査費に係る領収書等（処分4及び処分5に係る領収書等を除く。以下「捜査費の支出根拠書類」という。）について非開示とした理由

(1) 条例第11条第2号該当（個人情報）

捜査費の支出根拠書類には、捜査協力者や情報提供者等の氏名等、個人情報が記載されており、これらの情報が公にされると個人が特定又は推認され、関係者のプライバシーを侵害し、個人の権利・利益を害するおそれがある。

捜査員の氏名のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、公安委員会規則に該当する個人情報であるため、非開示と判断した。

(2) 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

捜査費の支出根拠書類には、前記のとおり、捜査費を支払った捜査員の氏名、支払年月日、支払金額、支払事由（捜査協力者や情報提供者の住所・氏名、事件名等）などが記載されており、これらの情報は正に犯罪捜査活動そのものを費用面から具体的に表しているものである。

過去において、事件関係者等が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていたなどの事実が認められているところであり、これら捜査費の個別執行に係

る情報を公にすると、個別の執行状況と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び事件関係者等が知り得る情報とを比較・分析することにより、

- (ア) 特定の事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。
- (イ) 捜査体制、捜査手法等の捜査活動の実態が明らかになり、事件関係者等において対抗措置を講じられるおそれがある。
- (ウ) 捜査協力者等が特定又は推測され、事件関係者等からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察と捜査協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力が得られなくなるおそれがある。
- (エ) 個別の交付金額から捜査協力者等に対する謝礼単価が推測され、謝礼の多寡が一般的に知られることにより、警察と捜査協力者等との関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

など、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

よって、捜査費の支出根拠書類のうち、捜査費の支払をした捜査員の氏名、支払年月日、支払金額、支払事由等について、条例第11条第4号の犯罪捜査等情報に該当すると判断した。

(3) 条例第11条第7号該当（協力・信頼関係情報）

捜査協力者や情報提供者については、捜査員との信頼関係において、自らに関する情報が完全に秘匿されているものであるとの前提の下に、情報提供等の捜査協力を行っているものである。

捜査協力の年月日等、関係者以外の一般人にとっては些細と思われる情報であっても、捜査協力者等に関する情報が一部でも公にされると、事件関係者等が保有する情報と相まって捜査協力者等が存在することが推認され、これらの者やその家族等が事件関係者等から報復や攻撃を受けるおそれがあるほか、捜査協力者等自身がその不安を感じる事となれば、以後の協力を得られなくなるなど、捜査活動に多大な支障を及ぼすこととなる。

よって、捜査費の支出根拠書類のうち、捜査協力者及び情報提供者に対する協力謝礼の交付やこれらの者との接触に要した支出等、捜査協力者及び情報提供者に係る記載について、条例第11条第7号の協力・信頼関係情報に該当すると判断した。

5 捜査費の支出根拠書類について非開示とした文書を部分開示しない理由

審査請求人は、処分2に対する審査請求の理由として、「全非開示は不当である。上級庁及び審査会の判断を仰ぐこととするとともに追って意見を主張する。」と申し立てるのみで、その詳細は判然としないが、これまでの審査請求人の審査請求内容等から、審査請求人は、本件非開示決定においては、全面非開示ではなく、部分開示で対応すべきであると申し立てているものと推認される。

また、審査請求人は、処分10に対する審査請求の理由として、「本件は支出も収入もゼロなのに何故非開示なのか。」と申し立てているところ、一般的に、取扱者から捜査員に一般捜査費を交付することや、中間交付者に対し、捜査員の捜査諸雑費を交付するため概算交付することは支出であり、対象期間の平成28年1月の鑑識課における捜査費に関しては、現金出納簿に記帳されている以上支出されている。

捜査費の執行がないにしても、前述のとおり事件の発生、捜査体制、捜査の進捗状況等により、捜査費の経費額は所属において決定され、各月の所属における具体的捜査に係る経費額が明らかにされれば、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

捜査費は、現金出納簿及び支出証拠書類とも、現実の捜査の個別、具体的な状況を反映させる情報が記載され、その情報は、捜査費の執行等に係る捜査員情報、支出等の年月日に係る時期情報、捜査費の交付額、執行額、返納額等に係る金額情報、支払事由等に係る事件情報等から成り、それら各情報は、それぞれが密接に関連し、相互に捜査費執行に係る捜査活動に関する一体的な情報を成すものである。

条例第12条は、いわゆる部分開示について規定しているところ、これは、開示請求に係る公文書に非開示事項に該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区別することができるときは、その部分を除いて開示すべきと規定しているに過ぎないものと解される。

仙台高裁は、文書中の独立した一体的な情報の中に開示情報と非開示情報が混在している場合の判断として、「その文理上、一個の行政文書に複数の情報が記録されている場合において、それら情報のうち、非開示情報に該当するものがあるときは、当該情報を除いたその余の情報についてのみこれを開示することを実施機関に義務付けているにすぎず、非開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化してその一部を非開示とし、その余の部分を開示することまでも実施機関に義務付けているものではない。捜査員情報等は、具体的な捜査報償費をいつ、どこで、誰が、誰に、いくらを、どのような理由で交付したのかに関する情報であって、これらの情報は、事象、事柄について一体的な情報を成すものと言えるから、更に細分化して開示部分と非開示部分とは分けて開示しなければならないものではない。」旨判示している（平成21年1月29日仙台高裁平成20年（行コ）第16号・第18号）。

なお、このことを踏まえた上で、請求1から5までにおいて、捜査費の支出根拠書類の金額等の一部でも開示したとした場合、

(ア) 事件関係者等は、集団内部及び周辺者等に捜査協力者等が存在するのではないかなどと常に神経を尖らせており、様々な方法で当該事件に関する独自の情報を収集し、保有しているものであって、事実、警察の捜査情報等を集めていた事例が明らかとなっていることから、日付や支出額等、それ自体としては開示しても直ちに格別問題を生じないと思われるような断片的な情報であっても、そのような断片的情報と、独自に有する情報とを比較・分析することによって、捜査協力者等が存在すること自体が

明らかになる可能性を否定することができず、結果として、それらによる捜査協力者等の割り出しを助長し、捜査協力者等が報復・攻撃される危険性が生じるほか、捜査の進展状況等を察知するなどして、逃走や証拠隠滅を企て、あるいは、捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがある。

- (イ) 捜査費の支出証拠書類の所属、あて名、所属長の官職・氏名、取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影のみを開示した場合、執行所属が明らかになるとともに、捜査費の支出証拠書類と捜査費の執行件数は概ね比例していることから、各月ごとの捜査費の支出証拠書類の枚数は、捜査費やその執行件数の多少をそのまま反映することとなる。本件各請求は、別表2の「請求内容」欄に掲げる期間に限定されたものであるが、このような開示請求が繰り返し行われ、これを事件ごと、あるいは、捜査費執行所属ごとに分類すれば、これら各様式の枚数が明らかになることはもちろん、その表題ごとに捜査費の支出証拠書類を区分することによって、捜査の着手の有無や進捗状況を推認することができるのであるから、事件関係者等がそれを認知した場合には、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがあるほか、捜査の着手の有無や進捗状況によって、情報提供の時期や捜査協力者等の存在が推測されるおそれも生じることとなり、捜査協力者等との協力関係や信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。

など、個別又は情報全体の一部分のみの情報といえども、これらは他の情報と密接に関連性を有する他の情報と一体となった情報であり、条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）に該当するため非開示と判断したものである。

- 6 山口県警察本部の平成27年4月分の前渡資金を使用した際の領収証、納品書（領収書）、領収書、振替払込請求書兼受領証、資金前渡精算書（歳出）、現金収納時の現金払込書兼領収書及び領収書（原符）（処分5に係るものに限る。以下「領収証等」という。）において開示をしない部分及びその理由

- (1) 条例第11条第2号（個人情報）

領収証、納品書（領収書）、領収書、振替払込請求書兼受領書及び資金前渡精算書（歳出）に記載されている情報で、取扱者等の印影、担当名及び警察職員の氏名・印影は、条例第11条第2号及び公安委員会規則に該当する個人情報であるため、当該部分を非開示と決定し、その部分を除いて開示と決定した。

- (2) 条例第11条第3号（法人等情報）

領収証に表示されている「○○○○○○」の印影は、条例第11条第3号に該当する法人等情報であり、公にすることにより当該法人に不利益を与えるおそれがあると判断したため、当該部分を非開示と決定し、その部分を除いて開示と決定した。

- (3) 条例第11条第4号（犯罪捜査等情報）

領収証等のうち、

- (ア) 前渡資金を受領した所属担当者の領収書に表示されている領収内容は、犯罪捜査

の事実に関する情報である。

(イ) 捜査用車両等の自動車登録番号は、犯罪の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれのある情報であり、公にすることにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがある。

ことから、条例第11条第4号に該当する犯罪捜査等情報であると判断したため、当該部分を非開示と決定し、その部分を除いて開示と決定した。

(4) 条例第11条第6号（行政運営情報）

現金払込書兼領収書及び領収書（原符）に記載されている納入義務者に関する情報は、条例第11条第6号に該当する県の機関が行う事務に関する情報（行政運営情報）であって、当該事務の性質上、公開することにより当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると判断したため、当該部分を非開示と決定し、その部分を除いて開示と決定した。

7 山口県警察本部の平成27年4月分の前渡資金を使用した際の領収書、領収証、現金収納時の納入通知書兼領収書及び捜査費を所属へ交付した際の捜査費領収書（処分4に係るものに限る。）の開示決定

非開示情報を含まない公文書について、開示と決定した。

8 実施機関としての意見

山口県警察においては、公文書の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

一方で山口県警察は、県民の安全・安心な暮らしを守るため、犯罪捜査活動を円滑かつ適正に推進し、もって治安の維持に対する脅威を未然に防止し、又はこれを除くことを責務としている。

このことを踏まえ、情報の公開による県民に対する説明責任の重要性と捜査に及ぼす支障とのバランスを考慮しつつ、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的見地から、実施機関として総合的に判断して本件各処分を決定したものである。

第5 審査会の判断

1 本件各公文書の内容及び性格

本件各公文書は、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる防府警察署及び山口県警察本部における捜査報償費（県費）等の現金出納簿、捜査費の支出根拠書類、領収証等その他の領収書等であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

当審査会がインカメラ審理により実際に見分したところ、本件各公文書の記載事項については、前記第4-2において実施機関が説明しているとおりにあることを確認するとともに、本件各公文書の書式又は様式は、領収書（レシート）を除いて同一のものであり、開示請求の対象とされた期間及び部署並びに捜査費の区分による違いは見られな

かった。

ところで、本件に関しては、過去において3回、本件と同種の公文書について実施機関の上級庁である山口県公安委員会に審査請求が行われ、各審査請求に関して山口県公安委員会から諮問を受けた当審査会は、平成19年3月23日付け答申第28号（以下「先例答申1」という。）、平成26年3月27日付け答申第48号（以下「先例答申2」という。）及び平成27年10月29日付け答申第55号（以下「先例答申3」という。）において、インカメラ審理等を行う等により処分の妥当性について審議を重ねた結果、それぞれ実施機関が非開示とした一部を開示すべきである旨判断し、答申している。

2 条例第11条第2号該当性について

(1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第2号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、現金出納簿の「科目、摘要」欄の実施機関が非開示とした部分、捜査費の支出根拠書類及び領収証等に、警察職員の官職、氏名及び印影、捜査協力者等の個人に関する情報並びに法人等の担当者等の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

これらの情報のうち、警部補以下の階級にある警察官及び警察官以外の警察職員で係長の職以下の職にあるものの官職、氏名及び印影、捜査協力者等の個人に関する情報並びに法人等の担当者等の氏名及び印影は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当であるが、警部補より上位の階級にある警察官及び警察官以外の警察職員で係長の職より上位の職にあるものの官職、氏名及び印影については、条例第11条第2号本文及び同号ニの公務員等の職務遂行情報には該当するが、公安委員会規則で定める警察職員に該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められないことから、開示すべきである。

3 条例第11条第3号該当性について

(1) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハマまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

(2) 第3号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、領収証等に、法人の支店長印が押印されていることを確認した。

法人の支店長印の印影は、本来、外部に対し一般に公開することを予定していない内部管理の情報であるものと考えられ、これを秘匿することに正当な利益を有するものと認められる。

したがって、当該法人の支店長印の印影は、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

4 条例第11条第4号該当性について

(1) 第4号について

条例第11条は、実施機関は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は

開示をしないことができるとしている。

これは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 第4号該当性の判断について

本件各公文書に係る同号該当性の考え方については、先例答申1、先例答申2及び先例答申3において示しているところであり、当審査会としては、本件各処分に係る実施機関の理由説明やインカメラ審理を踏まえ審議を重ねた結果、先例答申1、先例答申2及び先例答申3における考え方を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないことから、先例答申1、先例答申2及び先例答申3における考え方を踏襲し、対象公文書ごとに実施機関が非開示とした情報について、同号に該当する相当の合理的な理由があるかどうかを社会通念に照らし客観的に判断することとした。

5 条例第11条第6号該当性について

(1) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締り、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施

を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 第6号該当性の判断について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、現金払込書兼領収書及び領収書（原符）に、情報公開関係事務に伴う納入義務者の郵便番号、所在地、法人等の名称、代表者名等の情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、開示することにより、情報公開制度の利用者の情報が明らかとなることで、当該制度を利用する者の権利が侵害され、今後、当該制度の利用が躊躇されるようになるなど、情報公開関係事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該納入義務者に関する情報は、条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

6 条例第11条第7号該当性について

(1) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

なお、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

(2) 第7号該当性の判断について

本件各公文書に係る同号該当性の考え方については、先例答申1及び先例答申3において示しているところであり、当審査会としては、本件各処分に係る実施機関の理由説明やインカメラ審理を踏まえ審議を重ねた結果、先例答申1及び先例答申3における考え方を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないことから、

先例答申1及び先例答申3における考え方を踏襲することとした。

したがって、本件各公文書のうち捜査費の支出根拠書類に記載されている捜査協力者等の住所・氏名は、公開することにより、捜査協力者等との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり同号に該当するが、その余の情報についてはそのようなおそれはなく、同号には該当しないものと判断する。

7 部分開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

このことに関して、実施機関は、前記第4-5において、条例第11条第4号に規定する「おそれ」があるとした相当の理由を説明し、個別又は情報全体の一部分のみの情報といえども、これらは他の情報と密接に関連性を有する他の情報と一体となった情報であり、条例第11条第4号に該当するため非開示と判断した旨主張している。

しかし、当審査会が本件各公文書をインカメラ審理により見分した限りにおいて、実施機関が説明するような「おそれ」は認められず、当審査会としては、実施機関のような独立した一体的な情報の捉え方は、必要以上に部分開示の範囲を限定するものであって、条例の原則開示の基本理念と相容れないものとする。したがって、この点に関する実施機関の主張は認めることができない。

8 本件各公文書について

以上を踏まえ、本件各公文書の開示・非開示について判断する。

なお、当審査会は、本件各公文書のインカメラ審理を行い、その結果として下記の判断を行ったところであり、その判断は、本件各請求に対して実施機関が特定した本件各公文書を構成する全ての文書に該当するものである。

(1) 現金出納簿

ア 「年月日」欄

「年月日」欄には、捜査員等への捜査費の交付日や捜査員等からの捜査費の返納日等が記載されており、これらの日付は犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報である。このため、日付が開示された場合、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報（以下「相当の理由がある情報」という。）として非開示としたことは妥当である。

イ 「科目、摘要」欄

「科目、摘要」欄には、事件名、捜査費の交付・返納の事由、捜査員の氏名・階級等が記載されており、開示された場合、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報

として非開示としたことは妥当である。

ウ 「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄

これらの欄には、捜査費の交付額、返納額、差引残高等が記載されているが、「年月日」欄や「科目、摘要」欄に記載されている捜査費の交付・返納日及び捜査費の出納事由等の情報が非開示とされれば、これら金額のみの情報と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び事件関係者等が知り得る情報とを比較・分析したとしても、これにより特定の事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てる等の実施機関が主張するようなおそれがあるとは認められず、相当の理由がある情報とはいえない。

したがって、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄は開示すべきである。

(2) 捜査費総括表

ア 支払月

本件各請求は期間を特定してなされており、支払月は、捜査費の金額を総括した月が明らかになるにすぎないものであって、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

イ 取扱者の官職・氏名及び印影

取扱者は所属長であり、その官職・氏名及び印影については、相当の理由がある情報とはいえない。

また、取扱者の官職・氏名及び印影については、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文及び同号ニの公務員等の職務遂行情報には該当するが、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、取扱者の官職・氏名及び印影については開示すべきである。

ウ 金額

捜査費総括表に記載された金額については、各月の捜査費の受入額、支払額等の合計金額であり、これらの金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、財源区分に関する情報が記載されていることを確認した。

当該情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(3) 捜査費支出伺

ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、所属長等が一般的な会計処理の決裁又は確認をするために押印しているものであり、相当の理由がある情報とはいえない。

また、これらの印影は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文に該当するが、警部補以下の階級にある警察職員以外の職員の印影については、同号ニの公務員等の職務遂行情報に該当し、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、これらの印影については開示すべきである。

イ 日付

作成年月日及び交付年月日については、犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 金額

支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額については、捜査費の概算交付額を示すものであるが、金額が個別の支払金額と一致する場合があります。しかしながら、日付、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 所属

本件各請求は所属を特定してなされており、所属については、開示請求の対象となった所属が明らかになるにすぎないものであって、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、捜査手続に関する情報であり、捜査体制、捜査手法等の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 交付先捜査員の官職及び氏名

交付先捜査員の官職及び氏名については、捜査員に関する情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

キ 支出事由

「支出事由」欄には特定の事件名や捜査諸雑費の交付内容が記載されており、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは

否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ク 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、支出内容、財源区分、決裁手続及び支出月に関する情報が記載されていることを確認した。

このうち、支出内容に関する情報については、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、財源区分、決裁手続及び支出月に関する情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(4) 支払精算書

ア 日付

作成年月日、受領年月日、支払年月日及び精算結果の返納・領収年月日については、(3)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名については、捜査費取扱者である所属長であり、相当の理由がある情報とはいえない。

また、当該所属長は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文及び同号ニの公務員等の職務遂行情報には該当するが、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、あて名については開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影（領収印を含む。）

作成者の官職・氏名及び印影については、(3)ーカと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 金額

受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額については、個別の支払金額が明らかになる情報であるが、日付、支払先、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 「支払額内訳」欄の支払先及び支払事由

「支払先」欄には捜査協力者等の住所・氏名が、「支払事由」欄には、支払事由等が記載されており、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、(3)ーアと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

キ 署課長等確認印欄の印影

署課長等確認印欄の印影については、特定の事件を担当する署課長等に関する情報であり、(3)ーカと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ク 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文

返納（不足）額の返納（支出）の伺い文については、捜査費の返納あるいは追加支出の事実を示すにすぎない情報であり、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ケ 伺いの官職・氏名及び印影

伺いの官職・氏名及び印影については、捜査手続に関する情報であり、(3)ーオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

コ 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、支出内容、財源区分及び警察職員の勤務状況に関する情報が記載されていることを確認した。

このうち、支出内容に関する情報については、他の情報と照合されることにより、捜査体制や特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、財源区分及び警察職員の勤務状況に関する情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(5) 立替払報告書

ア 日付

作成年月日、支払年月日及び立替払額の受領年月日については、(3)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名については、捜査費取扱者である所属長であり、(4)ーイと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(3)ーカと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 金額

立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額については、捜査費の立替払額を示すものであるが、金額が個別の支払金額と一致する場合があります。しかしながら、立替払報告書の日付、支払先、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、

特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 支払先及び支払事由

「支払先」欄には捜査協力者等の住所・氏名等が、「支払事由」欄には、支払事由等が記載されており、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 取扱者（等）確認印欄の印影

取扱者（等）確認印欄の印影については、(3)－アと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

キ 署課長等確認印欄の印影

署課長等確認印欄の印影については、特定の事件を担当する署課長等に関する情報であり、(3)－カと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ク 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、支出内容、財源区分及び警察職員の勤務状況に関する情報が記載されていることを確認した。

このうち、支出内容に関する情報については、他の情報と照合されることにより、捜査体制や特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、財源区分及び警察職員の勤務状況に関する情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(6) 支払報告書

ア 作成年月日

作成年月日については、(3)－イと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名については、捜査費取扱者である所属長であり、(4)－イと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影等

作成者の官職・氏名及び印影並びに支払をした者の氏名については、(3)－カと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 支払を受けた者の住所、職、氏名及び番号

捜査協力者等の住所、職、氏名及び番号については、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたこ

とは妥当である。

オ 支払額

支払額については、個別の支払金額が明らかになる情報であるが、日付、支払を受けた者の住所及び氏名、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

カ 現金を支払った日時及び場所等

捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った日時及び場所については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

キ 現金を支払った理由及び状況

捜査協力者等に対して支払った理由及び状況については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ク 領収書を徴取することができなかつた理由及び状況

領収書を徴取することができなかつた理由及び状況については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ケ 添付書類の有無

添付書類の有無については、捜査員が、捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った支払報告書とは別の書類の存在を明らかにするものであり、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

コ 署課長等の官職・氏名及び印影

署課長等の官職・氏名及び印影については、特定の事件を担当する署課長等に関する情報であり、(3)－カと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

サ 所属長の官職・氏名及び印影

所属長の官職・氏名及び印影については、(3)－アと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(7) 捜査諸雑費交付書兼支払精算書

ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、(3)－アと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

イ 日付

作成年月日、受領年月日及び「内訳」欄の交付年月日については、(3)－イと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ あて名

あて名については、所属長であり、(4)－イと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 交付先捜査員等の官職・氏名、印影及び確認印

作成者（中間交付者）の官職・氏名及び印影並びに「内訳」欄の交付先捜査員の官職・氏名及び確認印については、(3)－カと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 金額

取扱者からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額及び取扱者への返納額並びに「内訳」欄の交付額、支払額及び返納額については、捜査諸雑費の概算交付額、支払総額、返納額等が記載されたものであるが、これらの金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

カ 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、担当組織、引継ぎ及び財源区分に関する情報が記載されていることを確認した。

このうち、担当組織及び引継ぎに関する情報については、他の情報と照合されることにより、捜査体制や特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、財源区分に関する情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(8) 支払伝票

ア 日付

作成年月日及び「支払年月日」欄の支払年月日については、(3)－イと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(3)－カと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 金額

「金額」欄の金額は個別の支払金額及びその合計額であるが、(4)－エと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 支払先及び支払事由

「支払先」欄及び「支払事由」欄には、支払先、事件名、捜査協力者等の氏名、捜査員の官職・氏名、支払理由等が記載されており、(4)－オと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に、支出内容、会計手続及び財源区分に関する情報が記載されていることを確認した。

このうち、支出内容及び会計手続に関する情報については、他の情報と照合されることにより、捜査体制、捜査手法等や特定の事件の捜査活動状況が明らかになる

おそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、財源区分に関する情報については、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(9) 捜査費の支出根拠書類の領収書等（支払伝票等に貼付され又は添付されたものを含む。）

捜査費の支出根拠書類の領収書等については、記載内容のほか、その様式、印字等で捜査員が捜査活動で使用した店舗等が明らかになるおそれは否定できない。これらの領収書等が開示されると特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

また、インカメラ審理により実際に見分したところ、これら領収書等の中には実施機関において様式化されているものも見受けられ、これらについては、その様式、印字等で捜査員が捜査活動で使用した店舗等が明らかになるおそれはないが、その記載内容から捜査費に係る領収書等であることから、これまで判断したとおり、相当の理由がある情報として、非開示としたことは妥当である。

(10) 領収証等

ア 警察職員の氏名及び印影

実施機関が非開示とした警察職員の氏名及び印影については、警部補以下の階級にある警察官及び警察官以外の警察職員で係長以下の職にあるものの氏名及び印影である。

これらの情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

イ 法人等の担当者等の氏名及び印影

実施機関が非開示とした法人等の担当者等の氏名及び印影については、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことは明らかであることから、非開示としたことは妥当である。

ウ 法人の支店長の印影

実施機関が非開示とした法人の支店長の印影については、前記3-(2)のとおり、条例第11条第3号本文に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

エ 自動車登録番号等及び車台番号

実施機関が非開示とした自動車登録番号、車両番号及び車台番号については、これが開示されると、捜査員が捜査活動で使用している捜査用車両等の管理状況が明らかになり、捜査体制、捜査手法等の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 領収内容

実施機関が非開示とした領収内容については、特定の事件の捜査に係る支払事由が記載されていることから、これが開示されると特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

(11) 資金前渡精算書（歳出）

資金前渡精算書（歳出）の決裁欄の印影については、警察職員等が一般的な会計処理の決裁又は確認をするために押印しているもので、特定の個人を識別できる情報である。

実施機関が非開示とした印影のうち、警察官以外の警察職員で係長の職以下の職にあるものの印影については、条例第11条第2号本文に該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当であるが、警察官以外の警察職員で係長の職より上位の職にあるものの印影については、同号本文及び同号ニの公務員等の職務遂行情報には該当するが、公安委員会規則で定める警察職員に該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められないことから、開示すべきである。

(12) 現金払込書兼領収書及び領収書（原符）

ア 納入義務者

実施機関が非開示とした納入義務者に関する情報については、前記5-(2)のとおり、条例第11条第6号に該当することから、非開示としたことは妥当である。

イ 領収書（原符）の担当者及び職氏名

実施機関が非開示とした領収書（原符）の「担当者職氏名」欄の氏名及び印影については、警察官以外の警察職員で係長の職以下の職にあるものの氏名及び印影であり、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示としたことは妥当である。

(13) 捜査費の支出証拠書類の枚数等について

捜査費の支出証拠書類の枚数から捜査費の執行件数の多少をある程度は推測できるとは考えられるが、本件各請求が特定の事件又は日付を指定して行われたものではないことから、これら枚数等の情報から、捜査の着手の有無や進捗状況等を推測できるものではなく、特定の事件に関して被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講ずるおそれがあり捜査活動に支障を来すとは考えられず、相当の理由がある情報とは認められない。

したがって、捜査費の支出根拠書類のうち実施機関において様式化されているものに係る様式の部分については開示すべきである。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会は、現金出納簿の開示方法に関して実施機関において留意すべき点として、先例答申2及び先例答申3において当審査会が付言した「実施機関が本答申を踏まえて本件各処分において非開示とした部分を開示することとし、改めて本件各公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付する場合は、開示請求者が当該違いを容易に判別することができるよう、多色刷りによる複写を行うなど、実施機関において特段の措置を講じる必要がある。」と同様の意見を付すこととする。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表 1

諮問 番号	公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
諮問 1	平成27年10月分から12月分までの防府警察署生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄
諮問 2	平成27年10月分から12月分までの防府警察署生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書	1 捜査費総括表 (1) 全部 2 捜査費支出伺 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額 (4) 所属 (5) 余白の記載 3 支払精算書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額 (4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文 (6) 余白の記載 4 立替払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額 (4) 取扱者等確認印欄の印影 (5) 余白の記載 5 支払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 支払額 (4) 所属長の官職・氏名及び印影 6 捜査諸雑費交付書兼支払精算書 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

		<p>(3) あて名</p> <p>(4) 取扱者からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者への返納額並びに「内訳」欄の交付額、支払額及び返納額</p> <p>(5) 余白の記載（財源区分に関する記載に限る。）</p> <p>7 支払伝票</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) 「金額」欄の金額</p>
諮問 4	<p>山口県警察本部の平成27年4月分の捜査費領収書、領収書、領収証、納入通知書兼領収書</p> <p>山口県警察本部の平成27年4月分の領収証、納品書（領収書）、領収書、振替払込請求書兼受領証、資金前渡精算書（歳出）、現金払込書兼領収書、領収書（原符）</p> <p>山口県警察本部の平成27年度4月分の一般捜査費執行にかかる領収書</p>	<p>1 資金前渡精算書（歳出）</p> <p>(1) 決裁欄の警察職員（公安委員会規則で定める警察職員以外の警察職員に限る。）の印影</p>
諮問 5	<p>平成27年1月分から3月分までの捜査第一課・捜査第二課・組織犯罪対策課・機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿並びに鑑識課における捜査報償費（県費）の現金出納簿</p>	<p>1 現金出納簿</p> <p>(1) 「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄</p>
諮問 6	<p>平成27年1月分から3月分までの</p> <p>捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p> <p>捜査第二課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p>	<p>1 捜査費支出伺</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p> <p>(3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額</p> <p>(4) 所属</p> <p>(5) 余白の記載（財源区分、決裁手続及び支出月に関する記載に限る。）</p> <p>2 支払精算書</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) あて名</p>

	<p>組織犯罪対策課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書</p> <p>鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書 機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p>	<p>(3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額 (4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文 (6) 余白の記載（財源区分及び警察職員の勤務状況に関する記載に限る。）</p> <p>3 立替払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額 (4) 取扱者確認印欄の印影 (5) 余白の記載（財源区分に関する記載に限る。）</p> <p>4 支払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 支払額 (4) 所属長の官職・氏名及び印影</p> <p>5 捜査諸雑費交付書兼支払精算書 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) あて名 (4) 取扱者からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者への返納額並びに「内訳」欄の交付額、支払額及び返納額 (5) 余白の記載（財源区分に関する記載に限る。）</p> <p>6 支払伝票 (1) 様式の部分 (2) 「金額」欄の金額 (3) 余白の記載（財源区分に関する記載に限る。）</p>
<p>諮問 7</p>	<p>平成28年1月分の山口県警察本部刑事部鑑識課における捜査報償費（県費）の現金出納簿</p>	<p>1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄</p>
<p>諮問 8</p>	<p>平成28年1月分の山口県警察本部刑事部鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支</p>	<p>1 捜査費支出伺 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p>

	<p>出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書</p>	<p>(3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額 (4) 所属</p> <p>2 捜査諸雑費交付書兼支払精算書</p> <p>(1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) あて名 (4) 取扱者からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者への返納額並びに「内訳」欄の交付額、支払額及び返納額</p>
--	--------------------------	---

別表 2

請求番号	請求年月日	請求内容
請求 1	平成28年 2 月 17 日	平成27年10月から12月までの防府署における捜査費の執行状況がわかる書類（防府署に保存されているもので県費、国費）
請求 2	平成28年 4 月 1 日	防府警察署保存の全課にかかる領収証で平成27年 4 月分（平成27年度分に限る）課ごとの区別は不要
請求 3	平成28年 4 月 18 日	山口県警察本部が保有する領収証。ただし、部、課、係及び科目、用途による区別は不要（平成27年 4 月分）
請求 4	平成28年 4 月 27 日	平成27年 1 月から 3 月までの県警本部捜査費支出書類のうち次のもの 1 現金出納簿（金銭出納帳）については、 (1) 収入金額欄全て (2) 支払金額欄及び差引残高については各月一番上段の部分のみ 2 その他の関係書類については、所属、あて名、所属長の官職、氏名、取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影のみの開示 刑事部全課のもので、県費、国費両方。
請求 5	平成28年 6 月 15 日	平成28年 1 月の山口県警刑事部鑑識課の金銭出納帳及び支出があった場合、それを証明する書類

別表 3

請求 番号	公文書の件名	処分	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付及び 文書番号
請求 1	平成27年10月分から12月分までの防府警察署生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	部分 開示	処分 1 平成28年（2016年） 2月26日付け山口 警会第200号	諮問 1 平成28年（2016年） 4月20日付け山公 委（警会）第5号
	平成27年10月分から12月分までの防府警察署生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書	非開示	処分 2 平成28年（2016年） 2月26日付け山口 警会第201号	諮問 2 平成28年（2016年） 4月20日付け山公 委（警会）第6号
請求 2	防府警察署の平成27年4月分の捜査費執行にかかる領収書	非開示	処分 3 平成28年（2016年） 4月8日付け山口 警会第377号	諮問 3 平成28年（2016年） 7月20日付け山公 委（警県）第9号
請求 3	山口県警察本部の平成27年4月分の捜査費領収書、領収書、領収証、納入通知書兼領収書	開示	処分 4 平成28年（2016年） 4月26日付け山口 警会第426号	諮問 4 平成28年（2016年） 7月20日付け山公 委（警県）第11号
	山口県警察本部の平成27年4月分の領収証、納品書（領収書）、領収書、振替払込請求書兼受領証、資金前渡精算書（歳出）、現金払込書兼領収書、領収書（原符）	部分 開示	処分 5 平成28年（2016年） 4月26日付け山口 警会第427号	
	山口県警察本部の平成27年度4月分の一般捜査費執行にかかる領収書	非開示	処分 6 平成28年（2016年） 4月26日付け山口 警会第428号	
請求 4	平成27年1月分から3月分までの捜査第一課・捜査第二課・組織犯罪対策課・機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出	部分 開示	処分 7 平成28年（2016年） 6月27日付け山口 警会第586号	諮問 5 平成28年（2016年） 12月7日付け山公 委（警県）第28号

	納簿並びに鑑識課における捜査報償費（県費）の現金出納簿			
	平成27年1月分から3月分までの 捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票 捜査第二課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票 組織犯罪対策課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書 鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書 機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票	非開示	処分8 平成28年(2016年)6月27日付け山口警会第587号	諮問6 平成28年(2016年)12月7日付け山公委(警県)第29号
請求5	平成28年1月分の山口県警察本部刑事部鑑識課における捜査報償費（県費）の現金出納簿	部分開示	処分9 平成28年(2016年)6月30日付け山口警会第601号	諮問7 平成28年(2016年)12月7日付け山公委(警県)第30号
	平成28年1月分の山口県警察本部刑事部鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書	非開示	処分10 平成28年(2016年)6月30日付け山口警会第602号	諮問8 平成28年(2016年)12月7日付け山公委(警県)第31号

別表 4 - 1

処分 番号	公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
処分 1	平成27年10月分 から12月分まで の防府警察署生活 安全課、刑事第 一課、刑事第 二課、交通課、 警備課における 捜査報償費（県 費）及び国費捜 査費の現金出納 簿	「科目、摘要」欄の捜査費 の交付を受けた又は精算し た警部補以下の職員の氏名	○条例第11条第2号該当 公安委員会規則（平成14年 山口県公安委員会規則第2号） に定める警察職員の氏名であ り、個人に関する情報であつ て、特定の個人が識別され、又 は、識別され得るもので、同号 イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該 当しないため
		「年月日」、「科目、摘 要」、「収入金額」、「支 払金額」及び「差引残高」 の各欄のうち、捜査費の個 別の執行に係る出納年月 日、捜査費の交付を受けた 又は精算した職員の階級・ 氏名、出納事由、出納金額 及び差引残高 その他上記以外で捜査費の 個別の執行に係る情報が 記録された部分	○条例第11条第4号該当 捜査費の個別の執行に関する 情報が記録されており、これら の情報を公開することにより、 捜査の動向が明らかとなり、被 疑者等において対抗措置を講じ られるなど、犯罪の予防及び捜 査に支障を及ぼすおそれがある ため
処分 5	山口県警察本部 の平成27年4月 分の領収証、納 品書（領収 書）、領収書、 振替払込請求書 兼受領証	警察職員の氏名及び印影	○条例第11条第2号該当 公安委員会規則に定める警察 職員の氏名（印影）であり、個 人に関する情報であつて、特定 の個人が識別され得るもので、 同号イ、ロ、ハ、ニのいずれに も該当しないため
		取扱者、取扱担当者、扱 者、係の印影 担当名	○条例第11条第2号該当 個人に関する情報であつて、 特定の個人が識別され、又は、 識別され得るもので、同号イ、 ロ、ハ、ニのいずれにも該当し ないため
		領収内容	○条例第11条第4号該当 犯罪の捜査の事実等に関する 情報であり、捜査の動向が推測 され、その他公共の安全と秩序 の維持に支障を及ぼすおそれ があるため

		〇〇〇〇〇〇の印影	○条例第11条第3号該当 法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるため
		自動車登録番号等及び車台番号 自動車登録番号	○条例第11条第4号該当 犯罪の犯行を容易にし、又は、捜査の鎮圧を困難ならしめるおそれのある情報であり、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため
	山口県警察本部の平成27年4月分の資金前渡精算書（歳出）	決裁欄の警察職員の印影	○条例第11条第2号該当 公安委員会規則に定める警察職員の氏名（印影）であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
	山口県警察本部の平成27年4月分の現金払込書兼領収書、領収書（原符）	郵便番号、住所、法人名、代表者名 納入義務者名	○条例第11条第6号該当 県の機関が行う事務に関する情報であって、当該事務の性質上、公開することにより当該事務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため
処分7	平成27年1月分から3月分までの捜査第一課・捜査第二課・組織犯罪対策課・機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿並びに鑑識課における捜査報償費（県費）の現金出納簿	「科目、摘要」欄の捜査費の交付を受けた又は精算した警部補以下の職員の氏名	○条例第11条第2号該当 公安委員会規則に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
		「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち、捜査費の個別の執行に係る出納年月日、捜査費の交付を受けた	○条例第11条第4号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、捜査の動向が明らかとなり、被疑者等において対抗措置を講じら

<p>処分 9</p>	<p>平成 28 年 1 月 分 の 山 口 県 警 察 本 部 刑 事 部 鑑 識 課 に お け る 捜 査 報 償 費 (県 費) の 現 金 出 納 簿</p>	<p>又 は 精 算 し た 職 員 の 階 級 ・ 氏 名 、 出 納 事 由 、 出 納 金 額 及 び 差 引 残 高 そ の 他 上 記 以 外 で 捜 査 費 の 個 別 の 執 行 に 関 係 す る 情 報 が 記 録 さ れ た 部 分</p>	<p>れ る な ど 、 犯 罪 の 予 防 及 び 捜 査 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る た め</p>
-------------	--	--	--

別表 4 - 2

処分番号	公文書の件名	開示をしない理由
処分 2	平成27年10月分から12月分までの防府警察署生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通課、警備課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費総括表、捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書	<p>○条例第 1 1 条第 2 号該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため ・公安委員会規則（平成 1 4 年山口県公安委員会規則第 2 号）に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
処分 3	防府警察署の平成27年 4 月分の捜査費執行にかかる領収書	
処分 6	山口県警察本部の平成27年度 4 月分の一般捜査費執行にかかる領収書	<p>○条例第 1 1 条第 4 号該当</p> <p>捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜査の動向が明らかとなり、被疑者等において対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある ・捜査協力者等が特定され、被疑者等により危害を加えられるおそれがあるため
処分 8	<p>平成27年 1 月分から 3 月分までの捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p> <p>捜査第二課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p> <p>組織犯罪対策課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票、領収書</p> <p>鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書</p> <p>機動捜査隊における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票</p>	
処分 1 0	平成28年 1 月分の山口県警察本部刑事部鑑識課における捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、捜査諸雑費交付書兼支払精算書	<p>○条例第 1 1 条第 7 号該当</p> <p>公開することにより、協力関係を公開しないことを前提としている捜査協力者等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため</p>

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成28年4月20日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問1及び2の諮問を受けた。
平成28年4月22日	諮問1及び2に係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成28年5月18日	実施機関から諮問1及び2に係る理由説明書の提出を受けた。
平成28年5月20日	実施機関から提出された諮問1及び2に係る理由説明書の写しを審査請求人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成28年6月9日	審査請求人から諮問1及び2に係る意見書の提出を受けた。
平成28年6月10日	審査請求人から提出された諮問1及び2に係る意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成28年7月20日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問3及び4の諮問を受けた。
平成28年7月28日	諮問3及び4に係る意見書の提出を審査請求人宛て依頼した。
平成28年12月7日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問5から8までの諮問を受けた。
平成28年12月12日	諮問5から8までに係る意見書の提出を審査請求人宛て依頼した。
平成29年2月7日	事案の審議を行った。
平成29年4月24日	事案の審議を行った。
平成29年6月12日	事案の審議を行った。
平成29年8月8日	事案の審議を行った。
平成29年10月26日	事案の審議を行った。
平成29年12月21日	事案の審議を行った。
平成30年2月8日	事案の審議を行った。
平成30年4月20日	事案の審議を行った。
平成30年6月8日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(平成30年6月8日現在)